

薬生監麻発 1216 第 1 号
平成 28 年 12 月 16 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

「水素水」「水素水生成器」に関する監視指導の徹底について（依頼）

医薬品、医療機器等に係る監視指導については、種々御配慮いただいているところですが、今般、別添写しのとおり、独立行政法人国民生活センター商品テスト部から当課に対して医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）に基づく指導の要望がありました。

つきましては、独立行政法人国民生活センターが発表した「容器入り及び生成器で作る、飲む「水素水」 - 「水素水」には公的な定義等はなく、溶存水素濃度は様々です-」の商品テストの対象製品及び類似製品等について、必要に応じて健康増進法及び景品表示法所管部局と連携しつつ、法に基づく監視指導の一層の徹底を図るよう御留意願います。



28独国生商第 164 号

平成 28 年 12 月 15 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課長 殿

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長



「容器入り及び生成器で作る、飲む『水素水』」について（要 望）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。国民生活センターの業務につきましては、日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「容器入り及び生成器で作る、飲む『水素水』」をテーマにテストを行ったところ、別紙（12月15日公表資料）の内容で結果がまとまりました。その結果を踏まえ、下記1. について要望いたします。

なお、要望・情報提供は下記2. の行政機関・関係機関に対して行ったことをあわせてお伝えします。

記

1. 要望内容

販売元等のホームページや直販サイト、商品のパッケージに、飲用により健康保持増進効果等があると受け取れる記載がありました。医薬品医療機器等法や健康増進法、景品表示法に抵触するおそれがありますので、事業者に対し、表示の改善を指導するよう要望します

販売元等のホームページや直販サイトには、容器入り水素水の10銘柄中5銘柄で、水素水生成器の9銘柄中7銘柄で、「様々な病気の原因といわれる悪玉活性酸素を無害化する」、「アトピーに痒い部分に水素水をつけて下さい。」など健康保持増進効果等があると受け取れる記載がありました。また、水素水生成器の1銘柄の商品のパッケージにも、同様の記載がありました。これらは、医薬品医療機器等法や健康増進法、景品表示法に抵触するおそれがありますので、事業者に対し、表示の改善を指導するよう要望します。

2. 要望・情報提供先

1) 要望先

消費者庁 表示対策課

2) 情報提供先

消費者庁 消費者安全課

内閣府 消費者委員会事務局

内閣府 食品安全委員会

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

公益社団法人 日本通信販売協会

